

### (34) 公益財団法人鳥取県教育文化財団 給与等状況報告書

#### 1 職員給与の状況（平成25年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
27 人	90,124 千円	12,800 千円	31,796 千円	134,720 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

#### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

一般職			文化財主事職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
218,815 円	264,644 円	49 歳	313,095 円	362,390 円	37 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

#### 3 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	－ 円
	高校卒	－ 円
文化財主事職	大学卒	－ 円
	高校卒	－ 円

年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

#### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
文化財主事職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.13 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.32 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45 月分</td> <td>1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分	0.71 月分	12月期	1.32 月分	0.71 月分	計	2.45 月分	1.42 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.13 月分	0.71 月分										
	12月期	1.32 月分	0.71 月分										
計	2.45 月分	1.42 月分											
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有													
[平成25年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,796,075 円</td> <td>27 人</td> <td>1,177,632 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	31,796,075 円	27 人	1,177,632 円							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額											
31,796,075 円	27 人	1,177,632 円											
退職手当	[支給額] <p style="margin-left: 20px;">中小企業退職共済法に定められた額（役員、県退職職員は除く。）</p> [平成25年度実績] なし												
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	[平成25年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,213,314 円</td> <td>24 人</td> <td>175,555 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	4,213,314 円	24 人	175,555 円						
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額											
4,213,314 円	24 人	175,555 円											

区分	内 容						
	対象職員	支 給 月 額					
管理職手当	一定の管理または 監督の地位にある 職員	調査室長 54,200 円  [平成25年度実績] 1人当たりの平均支給月額 54,200 円					
扶養手当 （県の規定に 準ずる）	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者 10,500 円					
		イ 配偶者以外の扶養親族 6,500 円					
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで 11,000 円					
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで 1人につき 5,000 円を加算					
		[平成25年度実績] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり 平均支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,164,000 円</td> <td>13 人</td> <td>20,282 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	3,164,000 円	13 人
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額					
3,164,000 円	13 人	20,282 円					

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔平成25年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		2,393,000 円	9 人	22,157 円
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円 から 46,400 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等 利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）	
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給  (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)	
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔平成25年度実績〕		
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額		
2,378,820 円	27 人	7,342 円		
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	〔平成25年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 なし		

6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	319,600 円	6月期 1.13月分	勤勉手当 0.71月分
		12月期 1.32月分	勤勉手当 0.71月分
非常勤評議員	1回 10,200 円	支給なし	
非常勤理事（理事会等）	1回 10,200 円		
非常勤監事（理事会等）	1回 10,200 円		
非常勤監事（監査）	1回 30,000 円		

〔平成25年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
5,261,977 円	1 人	438,498 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
466,800 円	12 人	3,242 円